平成２２年（フ）第４１号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割156番地５
債務者　藤原真保子
１　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３３２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前628レオパレス白山高木205号
債務者　船橋　邦博
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１２４１号
福岡県福津市津屋崎７丁目29番３―405号
債務者　菊平　昭人
１　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２２号
名古屋市港区甚兵衛通５丁目12番地の１　みそらぎハイツ405号
債務者　今　　美香（旧姓落合）
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２号
秋田県雄勝郡羽後町田代字天王山２番地
債務者　小野　正子
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９７号
秋田県横手市松原町２番13号　サンハイム
債務者　藤田　優子
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２８９号
山形市東青田２丁目２―23　カレッジハウスＡＢＥ―Ｄ―202号室、住民票上の住所山形市中桜田１丁目１番17号
債務者　遠藤　淳子
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９７号
山形市北町３丁目８番13号
債務者　沼尻　千恵
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９８号
山形県天童市大字蔵増甲1131番地
債務者　柴崎　光春
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３００号
山形市高堂93番地の９
債務者　金子　　努
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
岩手県二戸郡一戸町出ル町字大畑36番地
債務者　本木真由美
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２１９号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2365番地の３
債務者　前川浩こと　マエカワ　サンドロ　ヒロシ
１　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２０号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2365番地の３
債務者　前川ローザこと　マエカワ　シェイラ　ローザ
１　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６７号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第３地割40番地１
債務者　浅水　康幸
１　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２３２８号
横浜市港北区大曽根３丁目16番19号
債務者　吉原美佐子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３９号
横浜市港北区鳥山町161番地　クレーストヒルズ101号室
債務者　田辺　　徹
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５２号
神奈川県大和市大和南２丁目７番２号　ジュネスやまと101
債務者　柴田　道夫
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部